

令和 7 年 3 月 11 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起、電気冷蔵庫に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|------|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ストーブ（開放式） 1 件） | 1 件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電気冷蔵庫 1 件） | 1 件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちポータブル電源（リチウムポリマー） 1 件、
はしご（アルミニウム合金製） 1 件、電気式浴室換気乾燥暖房機 1 件、
エアコン（室外機） 1 件、ベビーカー 1 件、蓄熱式電気暖房器 1 件、
照明器具 1 件、除雪機（歩行型） 1 件、リチウム電池内蔵充電器 2 件、
布団乾燥機 1 件、電子レンジ 1 件） | 12 件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 除雪機についての注意喚起

(管理番号：A202401212)

①事象について

使用者（90 歳代）が除雪機（歩行型）を使用中、当該製品の回転部（オーガ）に巻き込まれるとともに、当該製品の下敷きになった状態で発見され、死亡が確認されました。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された 2007 年（平成 19 年）5 月以降、報告のあった除雪機の事故については、40 件の死亡事故及び 21 件の重傷事故が発生しています（本件を含む。）。

除雪機に誤って巻き込まれるなどした場合には、死亡又は重傷事故につながるおそれが高いことから、消費者の皆様におかれては、取扱説明書の記載や表示に従い正しく使用してください。

②再発防止に向けて

ア服装や作業場の環境をよく確認し、十分な準備・注意をする。

- ・安全な服装や装備をする。
- ・障害物の位置などの危険な箇所を作業前によく確認しておく。

イ除雪機の取扱い上の注意を守って正しく使用する。

- ・安全機能が正しく作動しない状態では絶対に使用しない。
- ・除雪機の投雪口に詰まった雪を取り除く際は、必ずエンジンを停止し、鍵を抜く。
- ・特に後進時は足元や後方に注意し、無理のない速度で使用する。

ウ除雪作業を行うことを家族や近隣の人などに声かけし、作業中は周囲に人がいないことを確認し、人を近づけさせないようにする。

エ作業中も天候や体調の変化に注意する。

また、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う際の事故情報も寄せられています。こどもが被害者になっている事故もありますので、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う場合も注意しましょう。

③再発防止への取組

消費者庁、経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）は、合同で 2024 年（令和 6 年）11 月 26 日に除雪機の事故についての注意喚起を行っており、消費者安全調査委員会は、2019 年（令和元年）5 月 31 日、「歩行型ロータリ除雪機による事故」に係る事故等原因調査報告書を公表しています。

また、独立行政法人国民生活センターにおいても、2021 年（令和 3 年）11 月 30 日、「除雪機使用時は周りの安全を確認！」を公表して注意喚起を行っています。

さらに、一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）では、2004 年（平成 16 年）4 月から協議会加盟メーカーの除雪機（歩行型）において安全装置の義務化をするとともに、毎年度、事故の未然防止のため積雪地域の市町村等に対して広報紙を通じた注意喚起、販売店に対して使用者への安全指導の徹底を要請しています。

<参考>

○消費者庁、経済産業省、N I T E 合同注意喚起

「除雪機の事故」を招く 5 つの NG 行動～安全機能の無効化は絶対やめて～
(2024 年 11 月 26 日公表)

消費者庁ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_079/

経済産業省ウェブサイト：https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/2024josetsuki.pdf

N I T E ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2024fy/prs241126.html>

○消費者安全調査委員会

「歩行型ロータリ除雪機による事故」に係る事故等原因調査報告書
(2019 年 5 月 31 日公表)

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_015/pdf/report_015_190531_0002.pdf

○独立行政法人国民生活センター

「除雪機使用時は周りの安全を確認！」(2021 年 11 月 30 日公表)

ウェブサイト：https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen410.html

○一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）

ウェブサイト：<http://www.jfmma.or.jp/jyoankyo.html>

(2) 株式会社富士通ゼネラルが製造した電気冷蔵庫について
(管理番号：A202401215)

①事象について

発煙に気付き確認すると、株式会社富士通ゼネラル（法人番号：6020001066941）が製造した電気冷蔵庫及び周辺を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検・改修）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、食品汁等が電装部へ流れ込むことにより、コネクタ部でトラッキングが生じ、火災に至る可能性があることが判明したため、2005 年（平成 17 年）9 月 2 日からウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、複数回、新聞社告を掲載し、新聞折り込みチラシの配布等を通じて注意喚起を継続して行っており、対象製品について無償点検及び改修（コネクタ部を防水袋で包む）を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202401215）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、機種名、製造等期間、対象台数

製品名	リコール 開始	機種名	製造等期間	対象 台数
電気冷蔵庫	平成17年 9月2日	ER-F43KA-G、ER-F43KA-H、ER-F43KB-G ER-F43KB-H、ER-F43MA-G、ER-F43MA-H ER-F43MB-G、ER-F43MB-H、ER-F39MB-G ER-F39MB-H、ER-F35MB-G、ER-F35MB-H ER-F35MC-G、ER-F35MC-H、ER-F35MD-H ER-M436ALG、ER-M43JB-G、ER-M42J1-G ER-M396ALH、ER-M35JB-H、ER-M35JC-H ER-D427M-H、ER-D420V-G、ER-D420V-H ER-D359M-H、ER-D350M-H ER-V43KD-G、ER-V43KD-H、ER-V43KDLH ER-V38KG-A、ER-V38KG-C ER-S428M-G、ER-42MSU-G	平成6年10月 ～ 平成14年3月	197, 898
	平成20年 6月10日	ER-V38KD-G、ER-V38KD-H、ER-V38KE-G ER-V38KE-H、ER-V38KELH、ER-V38KF-C ER-V38MC-G、ER-V38MC-H、ER-V38MD-G ER-V38MD-H、ER-V38ME-G、ER-V38ME-H ER-V38MELH、ER-V42JC-H、ER-V42KC-G ER-V42KC-H、ER-V42KD-H、ER-V42MC-G ER-V42MC-H ER-D380V-G、ER-D380V-H、ER-D429V-G ER-D429V-H、ER-387VM-H	平成9年3月 ～ 平成13年3月	107, 896

※ 製造番号により一部該当しない機種があります。

2005 年（平成 17 年）9 月 2 日からリコール（無償点検・改修）を実施

改修率：61.4%（2025 年 1 月 31 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2024年度	0	—	2016年度	0	—
2023年度	0	—	2015年度	0	—
2022年度	0	—	2014年度	0	—
2021年度	0	—	2013年度	0	—
2020年度	0	—	2012年度	1	火災
2019年度	0	—	2011年度	0	—
2018年度	0	—	2010年度	0	—
2017年度	0	—			

※当該事故（管理番号：A202401215）は含まない。

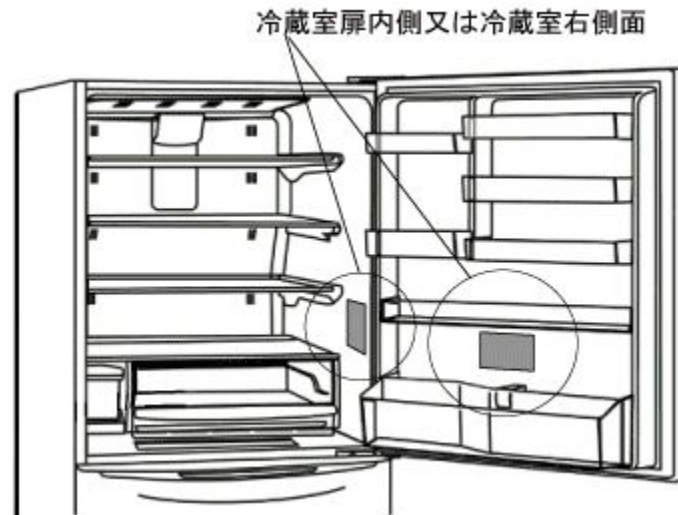
<対象製品の外観及び確認方法>

（１）対象製品の外観



(2) 対象製品の確認方法

機種名及び製造番号は該当製品本体の下図2か所に表示してあります。



機種名及び製造番号の表示例

機種名

製造番号

ER-F39MB-H

ER-V38KG-c

ER-V38KG-A

1006132

1002341AB

1006132

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用停止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社富士通ゼネラル コールセンター

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～18：00
(土・日・祝祭日などの事業者休業日を除く)

電話番号：0120 - 623 - 667

オンライン受付フォーム：https://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/ref0508/ref-info-form.php (24 時間受付可能)

ウェブサイト：https://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/ref0807/index.html

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：荒木、別所、庄田

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当：江藤、山田、遠藤

電話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401218	令和7年2月20日	令和7年3月7日	石油ストーブ(開放式)	KCP-2215Y	株式会社コロナ	火災 死亡1名	建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	令和7年3月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401215	令和7年3月4日	令和7年3月7日	電気冷蔵庫	ER-D427M-H	株式会社富士通ゼネラル	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	福岡県	製造から25年以上経過した製品 平成17年9月2日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率61.4%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401205	令和6年6月26日	令和7年3月6日	ポータブル電源(リチウムポリマー)	火災	当該製品を充電後、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和7年1月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月24日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202401206	令和7年2月23日	令和7年3月6日	はしご(アルミニウム合金製)	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品を設置して作業中、転倒し、下顎を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	秋田県	
A202401207	令和7年2月18日	令和7年3月6日	電気式浴室換気乾燥暖房機	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から20年以上経過した製品
A202401208	令和7年2月26日	令和7年3月7日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202401209	令和7年2月2日	令和7年3月7日	ベビーカー	重傷1名	当該製品の開閉ボタンを押して当該製品を開いたところ、近くにいた幼児(2歳)が当該製品に指を挟み、右手指を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年2月28日
A202401210	令和7年3月2日	令和7年3月7日	蓄熱式電気暖房器	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202401211	令和7年2月19日	令和7年3月7日	照明器具	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	製造から20年以上経過した製品
A202401212	令和7年2月27日	令和7年3月7日	除雪機(歩行型)	死亡1名	使用者(90歳代)が当該製品を使用中、当該製品の回転部(オーガ)に巻き込まれるとともに、当該製品の下敷きになった状態で発見され、死亡が確認された。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	除雪機についての注意喚起を実施(特記事項参照)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

A202401213	令和7年1月13日	令和7年3月7日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品に他社製の充電器とケーブルを接続して充電中、異音及び発煙に気づき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	令和7年2月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年3月6日
A202401214	令和7年2月11日	令和7年3月7日	布団乾燥機	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	奈良県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年2月26日
A202401216	令和7年2月22日	令和7年3月7日	電子レンジ	火災	宿泊施設で当該製品を使用後、当該製品から発火し、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202401217	令和6年6月9日	令和7年3月7日	リチウム電池内蔵充電器	火災	列車の中で、当該製品でモバイルWi-Fiを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和6年9月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年3月4日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし